公

告

(道

路

課)

(障害福祉課) … 一

告

示

目

次

○令和四年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状 ○令和四年度の旧青森県個人情報保護条例の運用状況の公表 ○令和四年度の行政文書の開示の状況の公表………………

(農村整備課) … 五 (環境保全課)

同

同.....

〇右

教育委員会

○運転免許取得者等検査の認定に係る名称等変更の届出……

○運転免許取得者等教育の認定に係る名称等変更の届出……

(運転免許課) … セ

同

: 七

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

管病

理院

課局

: 七 公

営企業

○青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……

(職員福利課)

六

公安委員会

第六百三十号

令和五年 (金曜日)

青森県告示第四百二十二号

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 次のとおり障害福祉サービス事業を行

令和五年六月三十日

青森県知事

宮

下

宗

郎

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

人求道舎	名称	事定障害
舘野三二の一五上北郡七戸町字	所 在 地	業福祉サービス
短期入所	種類	ナ障 害福 ズ祉
ぽームたん ループ	名称	事管福祉
大田一二八の五上北郡七戸町字	所在地	業 所
五 令 · 和 · · · · ·	年月	指定

(総務学事課) … 二

同

: =

青森県告示第四百二十三号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から令和五年七月二十九日まで青森県県土整備部

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗

郎

X 間

の供 期 開 日始

路 線 名

用

供

開 始 0)

示

停車場線県道泊陸奥横浜 上北郡横浜町字太郎須田 上北郡横浜町字太郎須田二の三まで 二の一から 令和 五

七

令和四年度の行政文書の開示の状況の公表

より、 青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定に 令和四年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 郎

行政文書の開示請求の状況

警察本部長	監査委員	労働委員会	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議	病院事業管理者	知事	実 施 機 関	:
(175	2	4	(5 ⁵	5	97	23	10	1,499 (17)	件数	
95	1	2	(<u></u> <u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	3	66	12	6	1,051	麗小	処
59	1	1	(2)	2	25	8	4	320	開一部	更 近
17	0	1	0	0	4	ယ	0	(64)	不開示	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	掛下	栄
	0	0	0	0	0	0	0	59	取下げ	況 (件)
3	0	0	0	0	2	0	0	51	検討中	<i>"</i>

	(89) 0	423 (5)	1,242 (14)	1,824 (24)	<u> </u>
0	0	1	1	2	青森県道路公社
0	0	0	2	2	公立大学法人青森県立保健大学

- 注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いず れも外数である。
- するものは72件であり、不開示の計(5)件中、開示請求に係る行政文書を保 有していないことを理由とするものは5件である。 不開示の計89件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由と
- 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

		(2)	15 (26)
7	。 「認」 。 。 。 。 。 。 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	認谷	件数
況	処 理		

- Ť れも外数である。 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いず
- 会」という。) に諮問した日までの期間が90日を超えた事案 審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案 審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査

2

超えた事案 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を

<u>ဩ</u>

は、なかった。

超えた事案は、なかった。 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を

令和四年度の旧青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報の保護に関する条例(令和五年三月青森県条例第三号)附則第六項

る。保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の運用状況を次のとおり公表す保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の運用状況を次のとおり公表すの規定により、令和四年度の同条例附則第二項の規定による廃止前の青森県個人情報

令和五年六月三十日

実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

青森県知事

宮

下

宗

郎

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

書面による開示請求の件数及び処理の状況

	数回	公	\succ	教	知	実	•
	籨	按	#	泄		描	:
<u> = </u>	\forall	表	表	表			
	些					族	
	斌叫	AK	AK	AK	#	墨	
	$\overline{}$					千	:
124 1)	79 1)	ω	4	_	37	数	ŧ
31	2	0	4	0	25	麗小	処
(75	$\begin{pmatrix} 64 \\ 1 \end{pmatrix}$	0	0	0	11	開一期示略	更更
5	4	0	0	0	ш	不開示	9
9	51	3	0	1	0	却下	关
1	1	0	0	0	0	取下げ 検討中	況 (件)
3	ယ	0	0	0	0	検討中	(4)

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計5件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは5件である。

コ 口頭による開示請求の件数

27		者 性	管理	李丰宗	滅院
69		##			知
数	件	墨	機	施	実

6,852	파
51	地方独立行政法人青森 県産業技術センター
124	公立大学法人青森県立保健大学
127	警察本部長
50	人事委員会
6,450	教育委員会

訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況 訂正請求は、なかった。

2

訂正請求は、なかった。 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況 利用停止請求は、なかった。

3

) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用 停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

(4)

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

苦情の申出は、なかった。

 \sim

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

	7	7
2	××	类
2	処理済	処理の状況(
0	検討中	犬況(件)

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

3

事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数 事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

令和四年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。 森県条例第七十九号)第十一条の規定により、令和四年度の県外産業廃棄物の 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下

協議の件数 事前協議 六百四十七件

1

2 協議内容の変更の協議 二十九件

二 県外産業廃棄物の種類及び量

ニトン		繊維くず
四、〇八九トン		木くず
○ ト ン		紙くず
八、五二二トン		廃プラスチック類
一、一三八トン		廃アルカリ
二、二九二トン		廃酸
五四八トン		廃油
三五、一六三トン		汚泥
四、六八三トン		燃え殻
量	類	種

宗一

_	トン	ン	トンン	トン	トン	トン	トン	ン				郎		搬入に	·二月青
汚泥及び金属くずの混合物	汚泥及び廃油の混合物	燃え殻及びばいじんの混合物	等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物ず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木く	及びばいじんの混合物が、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等ず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等なえ殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木く	廃石綿等	感染性産業廃棄物	じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)ばいじん(特定の施設において発生するばいじんで、集	動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)	以下同じ。) 以下同じ。) 以下同じ。)	鉱さい	び陶磁器くずをいう。以下同じ。)の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及がラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物	金属くず	理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処	形状の不要物をいう。以下同じ。) 造業において原料として使用した動物又は植物に係る固動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製
四九トン	八二七トン	四七、七六一トン	七、〇六九トン	1、1100トン	四八八トン	一、九二九トン	100,1011+>	四、〇五六トン	○ トン	七、九二七トン	一四、五七九トン	二、五二六トン	六八トン	九八五トン	一、〇四九トン

$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	ガラスくず等及びがれき類の混合物	金属くず及びガラスくず等の混合物	ず、ガラスくず等及びがれき類の混合物廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属く	ず、金属くず及びガラスくず等の混合物廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく	ず及びガラスくず等の混合物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属く	ず及びガラスくず等の混合物廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく	ラスくず等の混合物 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず及びガ	スくず等の混合物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラ	の混合物の混合物、紙くず、繊維くず及びガラスくず等	物のアラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合をプラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合	廃プラスチック類、紙くず及び木くずの混合物		廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	廃プラスチック類及び金属くずの混合物	汚泥及びガラスくず等の混合物	汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥、廃油及び金属くずの混合物
	一二九トン	1111トン	四ト	八一六卜	 		九ト	 	 	一 八 卜	九トン		ト	○ 五ト	<u></u> ト	\	三ト	八トン

二八三、八〇八トン	計	合
一八五トン		ポリ塩化ビフェニル汚染物
ートン		廃ポリ塩化ビフェニル等

協定の締結の件数 六百四十七件

三

環境保全協力金の額

兀

二千三十八万九千八百円

五. 環境保全協力金の使途

生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費) 不法投棄防止対策事業費(不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する 県外産業廃棄物等適正処理推進事業費(県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、

県営土地改良事業計画の決定

新型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す 水用水路地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、越 (更

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

らないこととされている。 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな 提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に 六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 青

令和五年六月三十日

青森県知事

宮

下

宗

郎

土地改良事業計画書の写し 縦覧に供する書類

縦覧の期間

令和五年七月三日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の決定

供する。 野越排水路地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型) (更新型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、舘

十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して

らないこととされている。 対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に 提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

令和五年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 郎

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

令和五年七月三日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所 板柳町役場

教 育 委

青森県教育委員会訓令甲第九号

出 庁

先 内

所

轄

教

育

機

関 関 般

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年六月三十日

青

森

県

教 育

5委員

会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程 (昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三

号)の一部を次のように改正する。 附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 3 らず、 務については、当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を専決する。 埋蔵文化財調査センターにあつては、 埋蔵文化財調査センターの所長が不在のときは、 当分の間、 別表第三の二(次長専決事項に限る。)及び別表第六に掲げる事 第三条の二及び第四条の二の規定にかかわ 第九条の二の規定にかかわら

ず、当分の間、 当該事務を担当するグループマネージャーがその事務を代決する。

則

この訓令は、公表の日から施行する。

安

青森県公安委員会告示第八十二号

あったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。号)第七条第一項の規定により、株式会社津軽モータースクールから変更の届出が運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四

令和五年六月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知

子

施設の名称	代表者の氏名	名称	変更事項
津軽自	成田	車合 学会 校会	変
旦動車学:	信男	社津	更
子校		軽自動	後
津軽・	小野	ス株ク式	変
モータース	豊次	ガール	更
クール		ター	前
令 和 五			変更
年			年
七 月			月
日			日

青森県公安委員会告示第八十三号

第八条第一項の規定により、株式会社津軽モータースクールから変更の届出があった運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)

ので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月三十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知

子

施設の名称	代表者の氏名	名称	変更事項
津軽自	成田	車合学院	変
動車学:	信男	中学校工学校	更
校		:軽自動	後
津軽モ	小 野	株式会社は	変
<i> タ</i> ス	豊次	津軽 モ	更
クール		l タ l	前
令和五年七月一日			変更年月日

公 営 企 **

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和五年六月三十日

青森県病院事業管理者

吉

田

茂

昭

重油(日本産業規格 一種二号) 七万二千リットル物品等の名称及び数量

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

令和五年五月二十六日四 落札者を決定した日

落札者の名称及び住所

Ŧī.

北日本石油株式会社青森販売支店

青森市問屋町一丁目六の二〇

六 落札金額

一リットル 八十四円五十九銭

七 落札者を決定した手続

したものである。 子定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

令和五年二月十三日八 入札の公告を行った日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行